








2 空家活用事業の拡充 (市長公室)		3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任		
現状・課題	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に基づき、総合的な空家等対策をより一層加速させるため、第2期菊川市空家等対策計画が施行されました。この計画では、空家等を地域資源と捉え、移住・定住の促進や子育て世帯の住まいの確保といった地域課題の解決につなげていくことが示されています。また、国庫補助の空家対策総合支援事業は、市の計画において空家等の除却と活用がどちらも示され、セットで推進していくことが条件となっています。	達成目標 空家活用事業費補助金の交付件数を1件以上にします。				
取組内容	移住希望者や子育て世帯など、住まいについて多様なニーズを持つ人々と空家所有者等とのマッチングを推進するため、第2期菊川市空家等対策計画に基づく活用事業として「空家活用事業費補助金」を新設します。空家バンクに登録している物件の所有者が実施する、生活に必要な居住部分のリフォームに係る経費の一部を補助することで、空家等の活用を促進します。					

3 ハラスメント防止対策の強化 (総務課)		3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
現状・課題	ハラスメントは、被害者の能力発揮を妨げるとともに、当事者間の信頼関係を悪化させ、組織における円滑な業務遂行を阻害するものであり、ひいては行政サービスの低下により市民に不利益をもたらすものであるため、ハラスメント発生の防止と発生した場合の対応について、より実効性の高い仕組みとルールを整備しておく必要があります。	達成目標 ハラスメントに関する規定を整備し、職員等に周知します。				
取組内容	ハラスメント発生の防止と発生した場合の対応について、現行の仕組みとルールの見直しを行い、関係規定の整備を行います。					

4 適正な例規管理体制の構築 (総務課)		16 平和と公正をすべての人に				
現状・課題	法令の改正等に応じて、適時適切に例規整備を行うとともに、政策法務の観点から行政課題を解決していくことができるように職員は高い法制執務能力を持つ必要があります。	達成目標 ①法務に係る職員向けの研修を1回以上開催します。 ②法令等改廃情報を適切に処理するとともに、法令支援システムを活用して例規案を作成する体制の運用を始めます。				
取組内容	法務に係る検定、研修を実施し、職員の法制執務能力を高めるとともに、法制執務を支援するシステムを活用して、積極的に必要な情報が得られる環境を構築していきます。					

5 地区センター施設の長寿命化 (地域支援課)							
現状・課題	<p>各地区センターは、地域のコミュニティ活動の拠点として、また福祉及び文化の向上の場として広く活用されています。</p> <p>建築年次が古い地区センターについて、施設の老朽化に伴い、大規模な修繕を必要とする箇所が増加していることから、施設の長寿命化について検討する必要があります。</p>					達成目標	<p>加茂地区センター屋根防水改修工事を完了します。</p>
取組内容	<p>施設の長寿命化を図るため、加茂地区センターの屋根防水改修工事を実施するとともに、地域の皆さんが安心して利用できるよう、各施設の適切な維持管理に努めます。</p>						

6 第5次男女共同参画プラン及び第5次多文化共生推進行動指針の策定 (地域支援課)							
現状・課題	<p>「第4次男女共同参画プラン」及び「第4次多文化共生推進行動指針」の計画期間が、令和8年度末をもって終了します。</p> <p>これまでの計画に位置づけられた事業の評価を行うとともに、社会の変化を適切に捉えた取組により、多様性を認め合うまちづくりを更に進めていく必要があります。</p>					達成目標	<p>「第5次男女共同参画プラン」と「第5次多文化共生推進行動指針」を策定し、市ホームページで公表します。</p>
取組内容	<p>誰もが多様性を認め合い、自分らしく輝ける男女共同参画のまちづくり及び外国人住民が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを着実に進めていくための基本的な計画となる「第5次男女共同参画プラン」及び「第5次多文化共生推進行動指針」を策定します。</p>						